

松江市狩猟免許取得促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市狩猟免許取得促進事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市狩猟免許取得促進事業補助金
補助金交付の目的	農林産物に重大な被害を与える鳥獣を捕獲するため、狩猟免許の取得に要する費用を補助することにより、松江市有害鳥獣捕獲班員を確保し、有害鳥獣による農林産物への被害防止を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事業の内容	狩猟免許の新規取得
補助金の交付対象経費	次に掲げる狩猟免許の新規取得に要した経費とする。 (1) 狩猟免許試験事前講習会受講料 (2) 狩猟免許試験申請手数料 (3) 狩猟者登録手数料
補助金の交付の率又は金額	補助金の交付対象経費の10分の10の額とする。
終期	令和8年3月31日
補助事業者の範囲	狩猟免許を新規に取得し、松江市有害鳥獣捕獲班員となった初年度の者

(交付の申請等)

第3条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 狩猟免許の写し
- (2) 狩猟免許試験事前講習会受講料の領収書の写し（該当者のみ）
- (3) 有害鳥獣捕獲班員であることの証明書の写し

2 規則第12条に規定する実績報告書は、前項第1号の狩猟免許の写しの提出により、その

提出があったものとみなす。

(交付決定及び確定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、補助金交付決定兼確定通知書（様式第1号）により申請者に通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第5条 規則第11条の規定による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により補助金の額を確定したときは、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

補助金交付決定兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付することを決定し、補助金の額を確定したので、松江市狩猟免許取得促進事業補助金交付要綱第 4 条の規定により通知します。

記

補助年度	年度	補助金の名称	
補助対象金額			円
交付決定兼確定額			円
交付条件			

（注） 上記の交付決定に不服のある場合は、この通知書受領の日から 7 日以内に文書で申請の取下げをすること。

様式第2号（第6条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 松江市長

住所

氏 名

松江市狩猟免許取得促進事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助年度	年度	補助金の名称	
補助金の交付決定兼確定額		円	
補助金の請求額		円	
添付書類		(1) 補助金交付決定兼確定通知書の写し (2) 請求額内訳書	

補助金の振込口座

金融機関店舗名等			銀行金庫組合	本店出張所									
	預金・貯金の種類	普通預金 ・ 当座預金	口座番号										
口座名義人	(フリガナ)												
	氏 名												